

以上簡単ではありますが、この法律案の提案理由を御説明申し上げます。何とぞ慎重審議の上すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

○黒澤委員長代理 これより同案を一括して質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。岡田君。

○岡田(五)委員 簡単に二、三お尋ねいたします。船舶運賃所屬船員に対する退職手当四億五千万円が準備せられ、船舶所有者に一時寄託されておるようでありますが、この四億五千万円の対象である船員の数はどのくらいあるのでしょうか、まずお尋ねいたします。

○山口(伝)政府委員 運賃所屬船員に切られたいために、船主の方に返すべき船員の数は四月一日大部分解決されましたが、その後期間輸送の解除が将来に残されておりましたので、それを含めましてこの法律の予定しました対象船員数は約三万二千人であつたと思ひます。

○岡田(五)委員 配付になりました資料によりますと、二十七年一月現在までに退職または死亡したとみなされる船員は一万三千五百三十八名というところになつておるようであります。そうするとこの法律によりまして船主から船員に交付されるその対象の船員は約一万八千幾らと見てさしつかえないのであります。

○山口(伝)政府委員 お手元に配付した資料につきまして若干御説明しておきます。お手元にお持ちのものは、収入として四億九千五百二十二万何がしという数字が出ておると思ひます。この場合の総額は、法律にありま

す四億五千万円をオーバーしてありますが、実はこれは御説明しないといけないのであります。法律で定用切りかえのために予定せられた船員のほか、その後別途に米船をアメリカに返しました関係で、運賃所屬に余剰船員ができましたその都度、これらに對して退職金を出してあります。その際船主に返した場合にはたゞこの法律で予定されておる退職の條件と同じ扱いをいたしましたので、それと一緒に合算した資料が出ておるのであります。従つて先ほど申し上げました三万二千のほかに、その後米船返還の分等が加わりましてふえております。それで前のお話の金として現在合算したものとしまして残つておる金が、同じような扱いをいたしました関係で、一月末現在で三億八百五十二万何がしが残つておりますが、関係船員として残つておりますのは約二万人であります。

この二つの分を一緒にして出した資料で、ちよつと見にくいと思ひますが、そういうふうな関係であります。

○岡田(五)委員 そうするとこの二万人に對して三億八百五十二万何がしとして交付される、かように考えられると思うのであります。その退職手当は船員の月給の大体何箇月分くらいになつておるものであります。概算でよろしゅうございいますから、ちよつとお知らせ願ひたいのであります。

○山口(伝)政府委員 二十四年四月一日の定用切りかえ當時におきましては、船員の月額総収入はベースとして大体八千円ベースでございしたが、現在ではすでにそれが逐次改正されまして、今日では一万六千円ベースといふことになつております。ところが船

主協会の方はこのベースに若干給與上のアルファがつきまして、實際のところは一万七、八千円のところ相場でございます。従ひましてここに残つておりますところの預けてある金は、約二万人に對して三億でございます。平均一箇月にちよつと足りない平均額になつております。

○岡田(五)委員 もう一つ伺ひます。この四億五千万円なり、また現在残つておる三億円でございますが、この金の運用はおそらく船主がやつていたに相違ないのであります。また廃止されます法律の第三條の二項によりますと、船主がこれらの資金を運用して得た金銭上の利益または利子は、運輸大臣の指定する用途に使用しなければならぬ、こういうことになつておるの

であります。この利子及び船主の得た金銭上の利益といふものは大体どのくらいになつておるのか、また運輸大臣はどのような福利厚生施設その他具体的事項にお使いになりましたか、その辺のところを明らかにしていただきたいと思ひます。

○山口(伝)政府委員 この退職手当のための交付金が実施されました際に、ただちに船主協会と海員組合が協定を結びまして、これらの船主に対する交付金の管理方につきましては話し合ひができたわけであります。内容は船主側と船員側とさらに役所の人も加へまして、退職交付金管理委員会と申しまして、船主側に渡さないで、一括船主協会名義で預金をして、その保管運用につきましまして、その委員会が當るといふ協定が実はできたわけでありま

す。一方その当時並行いたしました船員厚生協会というものが、これまた船主と組合側とで話し合ひが進みまして設立されたわけであります。これにも役所側が参画いたしております。それでその船員厚生協会は、名前の示す通りに船員の厚生に関する施策をするところになつておりますが、この協会はそれ自体で厚生事業をやらずに、それぞれ船員に對する厚生事業が外部にありまうのに對して資金を補助したり、もしくは融資をしたりすることに建前上いたしたわけであります。従つてこの退職金の利子につきましては、その管理委員会が一方にできました船員厚生協会の方の事業資金に贈出する。そのことが利子の運用としては最も適切であるといふことでさういふ方針がきまりました。爾後毎月定例の會議がございまして、適宜に厚生協会の方に贈出することになつたわけであります。

厚生協会はこの利子で贈出されて来る分と、ほかに船主が当該船主に所屬する船員一人当り月五十円を別途に船員厚生協会に贈出することに話し合ひができました。この両原資がまとまつて船員厚生協会の計画する資金になつたわけでありまして。ちよつと昭和二十四年四月一日からこの退職金の保管をいたしておるわけでありまして、その利子の総収入が、先ほど申し上げたようにその後の別途の分も加へてございまして、本年の一月末現在で五千九百二十二万九千余になつております。その中から厚生協会向けに贈出した金額が、同じく一月末現在で五千二百四十五万円となつております。厚生協会は金の贈出を受ける一方、先ほど申しました船員一人月五十円の金

額、この目標としてはその利子の贈出額と見合うようにいたしたわけでありまして、若干延納その他で遅れておりますが、ともかく船主が別途に出しました金と、ただいま申し上げた約五千何がしのものと合せて、約一億近い金が船員厚生協会の事業資金になります。その金はさういふふうに使われたかと申しますと、各港々につくられた船員会館、船員ホーム、あるいは寮といふようなものでございまして、それから約三十五箇所に對して六千二百五十五万円ばかりの贈出をいたしてあります。これは補助金で補助しつばなしでございまして、そのほかに船員福利厚生に関する研究事業に類するもの、それらに千二百九十万円補助してあります。なお融資も若干いたしました。日本海員会館その他すべてこれは船員の厚生関係のものであります。融資額が二千四百四十五万円ございまして、大体さういふ使い方になつております。

○黒澤委員長代理 瀧尾君。

○瀧尾委員 ただいま第三條の利益金の使い方について御報告がありました。本人たちに支拂ひを贈予し、その間船主の方において運用した退職資金に對する金利は考へていなかったものであります。か、お伺ひいたします。

○山口(伝)政府委員 それは現在行われておる法律に、将来船員が当該船主から退職した場合に、別表により計算されたところの金額を拂へばよろしいといふことに一応なつております。

○瀧尾委員 そういたしますと、貨幣価値が相當に變動いたします。今日の経済状態において、もし貨幣価値が下落したような場合には、本人たちに不當な損害を與へることになつて、

額、この目標としてはその利子の贈出額と見合うようにいたしたわけでありまして、若干延納その他で遅れておりますが、ともかく船主が別途に出しました金と、ただいま申し上げた約五千何がしのものと合せて、約一億近い金が船員厚生協会の事業資金になります。その金はさういふふうに使われたかと申しますと、各港々につくられた船員会館、船員ホーム、あるいは寮といふようなものでございまして、それから約三十五箇所に對して六千二百五十五万円ばかりの贈出をいたしてあります。これは補助金で補助しつばなしでございまして、そのほかに船員福利厚生に関する研究事業に類するもの、それらに千二百九十万円補助してあります。なお融資も若干いたしました。日本海員会館その他すべてこれは船員の厚生関係のものであります。融資額が二千四百四十五万円ございまして、大体さういふ使い方になつております。

○黒澤委員長代理 瀧尾君。

○瀧尾委員 ただいま第三條の利益金の使い方について御報告がありました。本人たちに支拂ひを贈予し、その間船主の方において運用した退職資金に對する金利は考へていなかったものであります。か、お伺ひいたします。

○山口(伝)政府委員 それは現在行われておる法律に、将来船員が当該船主から退職した場合に、別表により計算されたところの金額を拂へばよろしいといふことに一応なつております。

現行の法律は非常な欠が明くようになりま。当時そういう法律を立案せられたことに、どうもお考えの足らぬところがあつたのじやないかというきらがある。

さらにもう一つお伺いたしたいのでありますが、今度船舶の所有者にこの退職金を引継いで、本人が何年かたつてやめる、そうすると民間の船舶所有者の雇用契約のある船舶に支拂われます退職資金の率というものは、運賃時代と年数を通算継続するような措置を考へておられるのかどうか。それともまた運賃時代は打切つて捨ててしまつて、ただ預かつておる金を添加してやるといふだけのお考えであるか、お伺いたします。

○山口(伝)政府委員 退職金の期間通算の問題でございますが、法律が通算したときには、論議がございまして、運賃時代としましては、総動員法に基く動員令を解除いたしましたのが、二十二年の三月でございます。そのときにその打切りにつきまして、戦時中からその当時までの在職に對する退職金に當るようなものを一応計算して手当が出たわけでございます。従つてこの前法律ができましたときには、そのときから計算しまして、長い者でも三年か四年になる者はなかつたわけでありまして、その期間に見合う退職金を交付金として支出したのであります。政府としては一応そういうことで打ち切りました。最後に船主に行きましてから運賃時代を期間を通算するかしきないかという問題は、船員と船主との間の話し合ひでございまして、船員にとつては非常に氣の毒なわけでございますが、実情を見ます

と、船主の中で非常に理解のあるところでは通算して考へているところもあるやうでありますし、それを全然考へないでやつておるところもあるやうなところになっておりまして、政府としては一応動員令あるいはその後運賃時代に在職されたというやうなところを見て、これだけの金を當時用意したというこ

とであります。○満尾委員 私には船員の究極の利益はいかん保護されておるかという角度からこの法律を考へて見ますと、ただいまの政府委員の御答弁では、国家は船員の退職資金について考慮が足らぬやうに思ひます。これでは退職資金を預かつて自分本人には渡さない。渡さないけれどもその間の貨幣価値の変動の危険負担は、まったく本人に属するのだ、そして最小限の金利さえもめんどろを見ないのだ、それでは何のこともだかわからない。船員の利益を無視するものはなほだしいものと言わなければならぬ。

さらに今度は船舶の所有者の方になりましたときに、船員と船舶所有者との関係は当事者の話し合ひにまかしておくと、金のある側のいい船主はめんどろを見るかもしれぬけれども、運が惡くて、資力の乏しい話のわからぬ船主のところの船員は、打切られてしまつて通算の利益がなくなる、これほどの角度から見ても、これでは船員は氣の毒だと思ふ。むしろこういう法律を考へになるよりも、退職資金は預かられたけれども、通算してもらうときには年数の積算によつて歩がよくなるやうにして渡すというならば、十分に話の筋が通るやうに思ひます。国家はそれは当事者間の話し合ひにし

て、おれは知らぬから、とりあえず昔の退職資金だけ渡してやろうということ、船員の退職に對する勤続年数——形式的に国家の何であらうと、運賃時代であらうと、あるいは個人の船舶の何であらうと、勤労の実態というものに継続してかわらない。それを國家の政策によつてさやうなぐあいになつておられるの御考慮が十分拂われておらぬというところは、非常におかしなことだと思ひますが、政府委員はそれらの点についてはどういうふうにお考えになつておりますか、お伺いたしたい。

○山口(伝)政府委員 お考えに對しては私も同感でございますが、別表に示されておりますやうな退職金を出すことに、當時相當折衝上苦勞いたしました。當時としてはやつとやういふところまで持つて行つたわけでありまして、それから通算の点につきましては、經營者が運賃時代に、最終的に支拂う船主に通算を強制するわけにも参りませんので、われわれとしてはでき

る限りやういふ欠点を緩和するにとどまるしか方法がないと考へておるのであります。○満尾委員 私は船舶というものは特殊の形態であり、船員もまた特殊の身分關係を持つてゐるものであり、その利益を確保するために國家が個々の船舶所有者に對して、かやうな問題について通算を要求する立場が十分あり得ると思ひますが、政府委員はさやうなことはできないかというやうなお考えでありますか、お伺いたしたい。○山口(伝)政府委員 御趣旨に對して

は私もできればやういふのでありますけれども、經營が違つた場合にそれを實現するためには、技術的にも非常にむずかしい点があります。一方、これは話が少し違ひますが、船員保険のごときものは継続してやつておりますから、そういうものはやつとつながつております。退職金について、船主を異にした場合にそれを通算して拂わせるというところは、負担をどういふふう計算して持たせるかという点でちよつと簡單には出て来ないので、船員という職業が多くなつた場合、船舶と同時に船主もかわるわけでありまして、理想としては海上勤務で通算できるといふやうにあげたいという氣持はございまして、技術的にちよつとむずかしいのではないかと思ひます。

○満尾委員 もちろん現行法の範圍においてやういふことでございまして、おが、立法的にこの点についてもう少しめんどうを見なければ、今回の措置は船員に對して非常に氣の毒だと思はれんどもこれは金利くらゐのこと、少くともこれは金に利ければ、何年かたつてしまつて、昔のままの高い金を今度の安い金で裸でばつきり渡すといふつもりでありますか、その点について考慮の余地はなかつたかといふことをお伺ひしておきたい。

○山口(伝)政府委員 その点はこの際前の法律の延長といふことで、かねがね船員が早く拂つてくれといふことで、今回やつとこの元金を拂ふことにたどりついたので、利子のことまで振返つて直そうという氣はございませ

質問におきまして、大體利息に相當する金額が五千九百四十圓といふことを言つておられるのであります。これは四億五千萬圓からの元金に對して、大體二十年間月近の利息に相當する金額にしてはあまりに少いと思ひますが、その点はどういう運用をしておつたのですか、具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○山口(伝)政府委員 これは先ほど申しましたやうに、この元金の管理運用をはかるために、政府も加へまして勞使三者構成の委員會がございまして、そこで最も有利といふことと、それから、一流の銀行あるいは信託もしくは興業債券等もやつて、利子は最大限に行つておりませんが、非常に安全な保管という意味からは、十分委員會で論議をして、その決定に從つた管理運営で出た金利がこれだけなのであります。

○江崎(一)委員 船舶運賃時代の船員の退職手当に關する交付金を船舶所有者に交付する法律案が本委員會に上程されましたが、われわれ共産党初め野党は全部これに反對して、ただちにこれは船員に交付すべき性質のものであるといふことを特に強く主張したのであります。これは與黨諸君の意見によつて通過された。ところが今日聞いてみますと、與黨の満尾君も、これはけしからぬじやないか、価格の変動は船員の危険において運用されておるといふ意見が出てゐる。国会でこゝろたやうなものを検討するときは、與黨の諸君もはつきりした見通しを持つて意見を言ひ得る国会でなくちやならぬのであつて、アメリカの代弁者になる

ようなことはきわめて危険なことであり、日本の将来を誤るものであると思う。一事が万事、これからもういうことがありますが、これらの法律案の審議には十分に御留意を願いたいと考えます。

○關谷委員 この商船管理委員会の解散については、基礎法であります戦時海運管理令は二十二年の三月に廃止され、その後総司令部の指令と申しますか、それで行つておつたのでありますので、講和発効に備えまして解散をするということは当然であらうと思ひます。解散をいたしますと、これに伴う清算規定でありますので、これは問題はないのであります。これに伴ひまして船船運営会の退職手当に関する交付金を船船所有者に預けておりましたのを回収いたしまして、船員に渡すこともまた当然であり、ただいま江崎君が言つておりましたように、当時野党の諸君はただちにこれを船員に渡せと言つておつたのでありますから、これまた反対もないと思ひますので、この際質疑を打切り、討論を省略して、採決せられんことの動議を提出いたします。

○黒澤委員長代理 關谷君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕〔反対と稱する者あり〕
○黒澤委員長代理 御異議なければ、さよう決します。

これより両案を一括して採決いたします。両案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立を願います。

〔賛成者起立〕
○黒澤委員長代理 起立多数。よつて両案は原案の通り可決いたしました。なお両案に対する委員長報告につい

ては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議はありませんか。
〔異議なし〕と稱する者あり
○黒澤委員長代理 御異議なければさよう決します。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十一分散会

〔參照〕

船船運営会の船員の退職手当に関する交付金を船船所有者に交付する法律を廃止する法律案〔内閣提出〕に関する報告書

商船管理委員会の解散及び清算に関する法律案〔内閣提出〕に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕